

## **CROP DANCE STUDIO 利用規約**

### **第 1 条（運営）**

CROP DANCE STUDIO（以下、「当スタジオ」といいます）の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等を含む）は、CROP DANCE STUDIO が行います。

### **第 2 条（入会資格）**

当スタジオに入会できる方は、本規約に同意し、医師から運動を禁止されていない方とします。以下に該当する方は入会できません。

- ・暴力団関係者
- ・他の会員へ迷惑を及ぼす可能性のある方
- ・スタジオが不適切と判断した方

入会後に該当が判明した場合は退会していただきます。

### **第 3 条（入会手続き）**

入会希望者は所定の手続きを行い、当スタジオの承認を得た上で、定められた入会金・会費をお支払いいただきます。未成年者の場合は保護者の同意を必要とし、保護者は本規約に基づく責任を連帯して負うものとしします。

### **第 4 条（入会金）**

入会金は入会契約締結のための費用とし、一度納入された入会金は返金いたしません。

### **第 5 条（会員資格の停止・除名）**

以下の場合、資格停止または除名となる場合があります。

1. 会費を 3 ヶ月以上滞納した場合
2. スタジオ設備を故意に破損した場合
3. 本規約に違反した場合
4. スタジオの名誉や秩序を損なった場合
5. 入会時の申告内容に虚偽があった場合
6. 会員として不適切な行為があった場合
7. 感染症等の恐れがある場合
8. スタジオの指示に従わない場合
9. その他、会員として不適切と判断した場合

### **第 6 条（会費）**

会員は、当スタジオの定める会費を所定の方法で支払うものとしします。レッスン未受講の場合も在籍中は会費が発生します。

## **第7条（休会）**

休会希望者は、毎月10日までに休会届を提出することで翌月より休会可能です。休会期間は1ヶ月～6ヶ月とし、延長は再申請が必要です。

## **第8条（会員種別変更）**

会員種別の変更は、毎月10日までの申請で翌月から適用されます。

## **第9条（退会）**

退会希望者は、毎月10日までに退会届を提出することで当月末退会となります。口頭での退会は不可とし、届出がない場合は会費が発生します。

## **第10条（休業）**

定休日・季節休業・設備メンテナンス等により休業する場合があります。緊急時は事前告知なく休業する場合があります。

## **第11条（臨時休業・閉鎖）**

災害・施設工事・社会情勢の変化等により臨時休業または閉鎖する場合があります。

## **第12条（免責事項）**

会員は自己責任のもと施設を利用するものとします。当スタジオは怪我・盗難・会員同士のトラブルについて責任を負いません。また無断での指導行為は禁止します。

## **第13条（規約変更）**

本規約は社会情勢等に応じて変更される場合があります。変更時は事前に告知いたします。

## **第14条（施行日）**

本規約は 2026年4月1日より施行します。